

# 地域密着型サービス基準表1

区分	確認項目	確認事項	確認視点	評価
組織体制運営状況	1. 法人体制及び役員等について (様式2・5・6)	①法人代表者及び予定者について、役員及び予定者は、法に規定する不適切なものではなく、適切な人選となっているか	・施設を適切に運営している、又は、見込があること ・県の指摘事項が改善済み又は法人運営・施設運営等に関して過去に重大な問題等を起こしたことがないこと	1. 適切 2. 不適切
	2. 施設運営に対する考え方 (様式7)	①施設長・施設管理者は、理論と実際について訓練を受けた者又は予定者となっているか (様式7)	・施設運営に対する熟意と運営についての知識 ・社会福祉施設の経験がある (予定となっている)	1. 適切 2. 不適切
	3. 人員配置計画について (様式4)	①施設の人員に関する基準に照らし、適切なものとなっているか	・老人福祉法、介護保険法や千葉県整備方針等により適切なものとなっている	1. 適切 2. 不適切
用地等の状況	4. 建設計画予定地の状況 (様式8)	①用地の開発造成及び施設建設に当たっては、開発許可等、必要な許認可が得られる見込のこと ②施設整備する用地は、継続的に使用可能 ③隣接及び地域住民等の理解を得ているか ④下水道・排水路の水権利者から同意の見込のこと	・自己所有、取得が見込まれる、借地は、50年以上の借地権、又は地上権の設定を予定している ・無理なく離合可能な幅員(6m以上) ・日常生活圏域の設定区域に整備するものとなっている	1. 適切 2. 不適切
	5. 建設計画予定地の敷地の状況 (様式8)	①用地は、環境、防災に考慮していること ②水管、がけ崩れ、液状化等の恐れがないか ③文化財保護地域でない(調査済み可)	・余裕ある敷地 ・来客用駐車場 ・日照、風通しなどの影響を及ぼさない	1. 適切 2. 不適切
資金計画施設計画	6. 設計図書について	①建築基準法等の基準を遵守するとともに、施設及び設備の基準を満たしていること ②設置定員数について	・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第46号)及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老発第214号)」 ・地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)	1. 適切 2. 不適切
	7. 建設に必要な資金、自己資金について (様式9・10・11)	①施設整備及び事業運営するための資金計画は問題ないか ②事業を運営するに当たり、経営状況に問題はないか ③調達方法など資金計画が確実で、借入金がある場合は償還が確実に履行の見込がある		1. 適切 2. 不適切
	8. 事業スケジュールについて	①応募から事業開始までの計画スケジュールは適切なものとなっているか		1. 適切 2. 不適切